

議会運営委員会

日 時 平成26年9月18日(木) 午後4時50分～
場 所 第3委員会室

1 追加議案について なし

2 9月22日の本会議議事日程等について

(1) 日程

第1 一般質問

諸報告

第2 第1号議案から第51号議案まで(質疑、付託)

第3 請願審査について(付託)

(2) 諸報告

・健全化判断比率・資金不足比率報告

・教育に関する報告

(3) 議案等付託

付託表のとおり

(4) 質疑順序

①馬場議員

②

③

(5) 請願(1件)

・消費税10%への引き上げ中止を国に求める意見書提出を求める請願【総務文教】

※付託表、請願文書表は本会議に持参

3 9月22日(月)の会議日程について

10:00～ 本会議(一般質問、質疑、付託)

11:00～ 各常任委員会審査

4 陳情・要望について

(1) 受理した陳情・要望及び所管

①要請書(集団的自衛権行使容認の撤回等)【総務文教】

②軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情書

【環境厚生】

③亀岡運動公園陸上競技場改修に関する要望書【総務文教】

④「水銀に関する水俣条約」に関する意見書採択についての陳情書【環境厚生】

⑤地球社会建設決議に関する陳情書

5 決算特別委員会について

(1) 9月24日(水) 日程

①10:00～ 全体会 全員協議会室

執行機関あいさつ、概要説明

＜説明資料＞提出予定議案の概要（招集告示日配付）

②10:30～ 分科会 各委員会室

審査（執行部説明、質疑）

(2) 事務事業評価対象事業

別紙№1のとおり

6 意見書提出期限

10月1日(水) 正午

7 12月定例会の日程について

11月27日(木) 開会 12月16日(火) 閉会

8 質疑について（確認事項）

○質疑は、一般質問とは違い、議案に対する疑義を明らかにするもの。

○委員会主義の趣旨を認識し、際限もなく質疑を行うものではない。

＜運用＞

○通告制のある当初提案議案は、一括方式で3回まで

○通告制のない議案は、一問一答方式で、1項目3回まで

※項目数の制限はない（概ね3項目以内）

9 定数・報酬について

10 議会基本条例改正案及び運用基準改正案について

11 その他

(1) 次回議会運営委員会

10月2日(木) 13:30～

平成25年度決算 事務事業評価対象事業（H26.9実施）

総務文教分科会

- 1 大規模スポーツ施設関連事業経費
- 2 文化センター運営経費・児童館運営経費
- 3 教育研究所事業経費
- 4 学校施設管理経費（小学校費・中学校費）

環境厚生分科会

- 1 浄化槽設置整備事業
- 2 こども医療費助成経費
- 3 地域生活支援事業

産業建設分科会

- 1 鳥獣対策・バッファゾーン整備事業
- 2 観光推進事業（城下町観光）
- 3 排水路新設改良事業

議会基本条例 検討結果一覧（追加）

(議会事務局)	
第18条 議長は、 <u>議員の政策形成及び立案を補助する組織</u> として、 <u>議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。</u>	
検討事項	○議長の任免権等による法務職員の配置や専門性を高めるための措置を想定した議長 の努力規定であるが、議会の組織体制に関する規定として、政策形成のほか議会運営 全般の機能向上を図るため、事務局の機能強化に議会全体で取り組む趣旨に見直して はどうか。
検討結果	○事務局の業務は法務機能の充実だけではなく、議会を円滑、効率的に運営していくた めのサポート機能を有している。議長の任免権は当然のこととして、議長だけにその 努力義務を課すものではなく、 <u>議会の意思として、議員・職員相互に合意しながら議 会機能の充実強化をめざす方向性を示すことを趣旨として改正を行う。</u> また、「議員 の政策形成及び立案」を「議会の政策形成」とし、立案から意思決定までの過程を包 括した表現とする。 ⇒改正案： <u>議会は、議会の政策形成機能を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、 議会事務局の機能強化及び組織体制の充実に努めるものとする。</u>
再検討	○議会事務局の様々な役割の中で、今後議会に求められる「政策形成・立案」能力を高 めるために、特に議長の責務として、事務局の調査・法務機能の強化を図ることを条 文化した経過があることを踏まえるべき。 ⇒折衷案： <u>議会は、議会の政策形成機能を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、 議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努めるものとする。</u> <u>2 議長は、議員の政策形成及び立案能力の向上のため、議会事務局の調査・法務 事務の充実強化を図るよう努めるものとする。</u>

議会基本条例：新運用基準案

<運用基準>

3 会議の原則公開及び傍聴者への資料提供

条例第6条第1項に規定する原則公開とする会議は、本会議、常任委員会、特別委員会、議会運
営委員会、全員協議会、広報広聴会議とし、会議傍聴者への資料提供については、次の各号に定
めるところによる。

- (1) 本会議傍聴者に対しては、議案及び議案説明資料を希望者に閲覧をし、その他資料は個別に
提供する。
- (2) 委員会等傍聴者に対しては、委員会等レジュメ及び説明資料を原則提供する。